

消費者行政の概要

令和5年度

福島県生活環境部消費生活課

目次

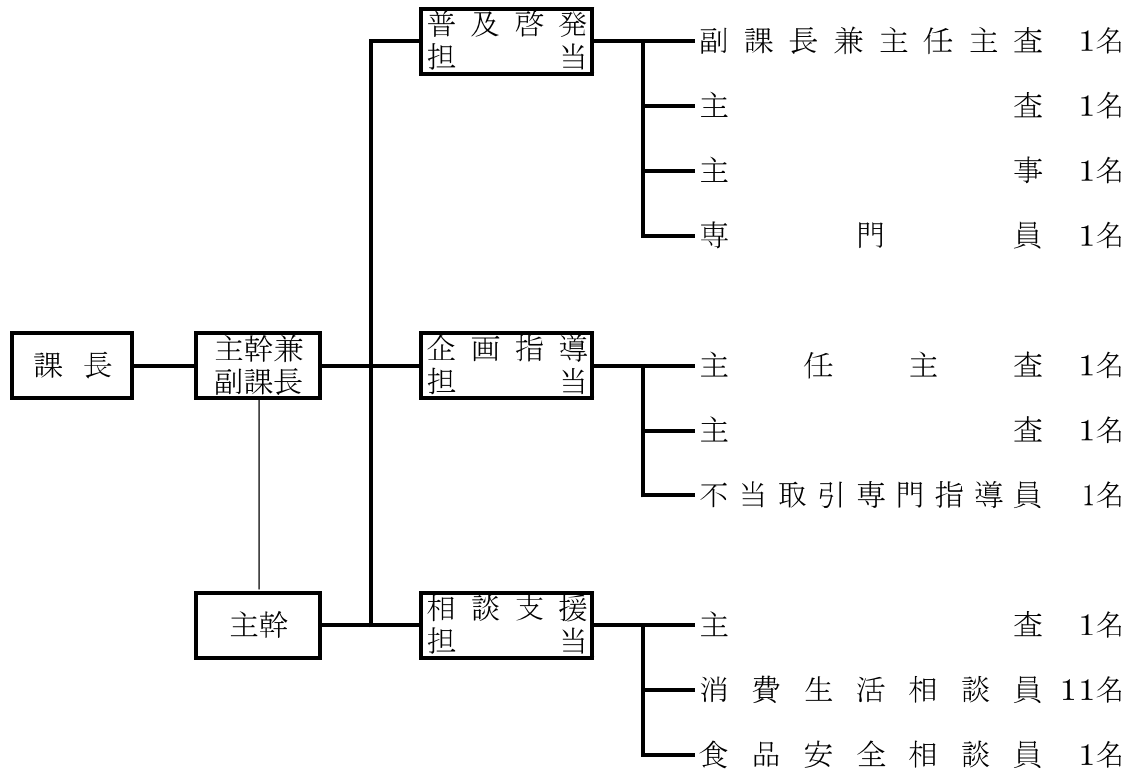
○ 福島県消費生活課（消費生活センター）の概要	1
（1）沿革	1
（2）組織体制（令和5年4月1日現在）	1
○ 令和5年度消費者行政の体系	2
I 福島県の消費者行政施策の概要	3
1 消費者行政の推進	3
（1）消費生活審議会	3
（2）消費者教育推進地域協議会	3
（3）消費者基本計画（消費者教育推進計画）	3
（4）裁判外紛争処理	4
（5）市町村消費者行政担当者会議	4
（6）消費生活センター等連絡調整会議	4
（7）多重債務者対策	4
（8）生活関連物資等の調査	5
（9）交付金等による消費者行政体制の強化等	5
2 消費者教育	6
（1）若年者向け消費者教育事業	6
（2）成人一般・高齢者向け消費者教育事業	7
（3）金融広報委員会	7
（4）広報関係	8
3 エシカル消費の推進	9
（1）スーパー等と連携した事業者の取組モデルの浸透	9
（2）高校生との協働プロジェクト	9
（3）福島県環境アプリとの連携	10
（4）啓発ツールの作成	10
4 消費生活センターの管理・運営	11
（1）消費生活相談体制	11
（2）商品テスト	11
5 消費者保護の推進	12
（1）表示等の適正化	12
（2）消費生活取引適正化	13
（3）会員権取引適正化	13
（4）消費者の安全確保	13
6 消費生活協同組合の育成	15
（1）育成指導	15
（2）資金の貸付	15
7 食の安全・安心推進事業等	16
（1）食と放射能に関する説明会	16
（2）ふくしま食の安全・安心推進会議	16
8 自家消費野菜等放射能検査事業	17
（1）自家消費野菜等の放射能検査	17
（2）検査実施のための財政的支援	17
9 消費者風評対策事業	18
II 令和4年度消費生活相談の状況	19
1 相談件数の推移	19
2 相談の状況	19
3 消費生活無料法律相談	26
4 福島県消費生活センター市町村別相談件数の推移（契約当事者）	27
5 福島県消費生活相談体制	28

福島県消費生活課(消費生活センター)の概要

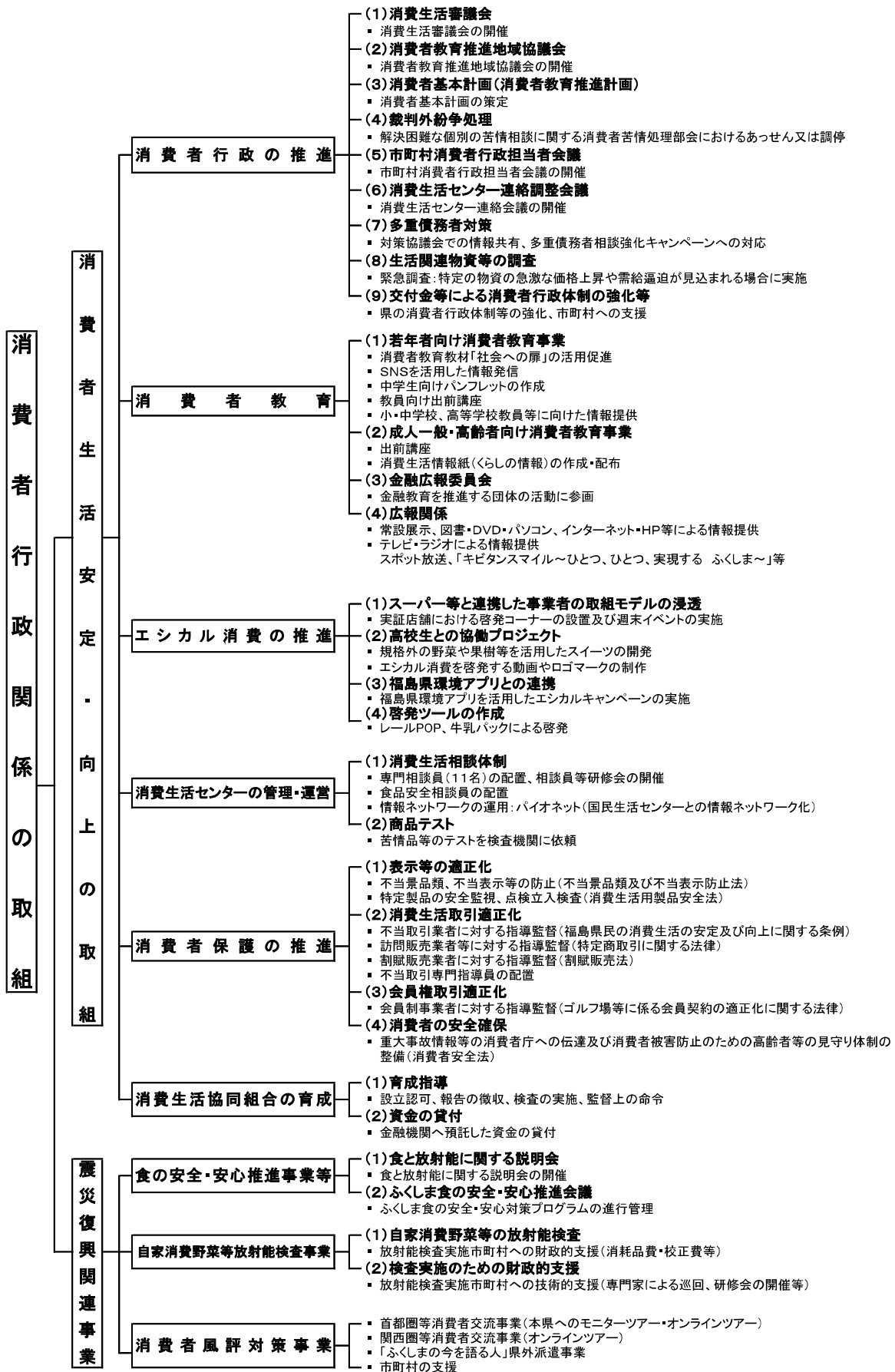
(1) 沿革

- (昭和43年 5月 消費者保護基本法公布)
- 昭和47年 4月 福島県消費生活センター設置
(現在地、福島市中町8-2の旧県庁分庁舎を改築)
- (昭和52年 8月 福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例公布)
- 昭和56年 4月 新庁舎建設のため福島市渡利の仮庁舎へ移転。
- 昭和58年 6月 現在地に福島県自治会館竣工、一階に移転。現在に至る。
- (平成16年 6月 消費者基本法公布)
- (平成16年10月 福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例改正)
- 平成20年 4月 消費生活センターと生活環境部総務企画グループの消費者行政部門が統合し、消費生活課となる。
- (平成21年 3月 福島県消費者行政活性化基金条例制定)
- (平成21年 9月 消費者庁発足、消費者安全法施行)
- 平成22年 3月 消費生活センター第Ⅰ期改修工事竣工
- 平成23年 2月 消費生活センター第Ⅱ期改修工事竣工

(2) 組織体制(令和5年4月1日現在)



令和5年度消費者行政の体系



I 福島県の消費者行政施策の概要

1 消費者行政の推進

(1) 消費生活審議会

「福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」（以下「条例」という。）第30条に基づき設置し、必要に応じ開催する。（知事の附属機関）

ア 委員の構成 20人以内（学識経験者6人、消費者5人、事業者5人 計16人）

イ 委員の任期 2年（令和4年7月25日～令和6年7月24日）

【令和4年度実績】

1回開催（令和4年11月14日開催（オンライン併用））

【令和5年度計画】

1回開催（令和5年11月15日開催（オンライン併用））

(2) 消費者教育推進地域協議会

県内の消費生活の安定及び向上に寄与するため、関係機関相互の連携の強化を図り、消費者教育を総合的・一体的に推進することを目的とし、必要に応じて開催する。

ア 委員の構成 20人以内（学識経験者6人、消費者5人、事業者5人、福祉関係者2人、教育関係者2人、計20人）

イ 委員の任期 2年（令和4年7月25日～令和6年7月24日）

【令和4年度実績】

1回開催（令和4年11月14日開催（オンライン併用））

【令和5年度計画】

1回開催（令和5年11月15日開催（オンライン併用））

(3) 消費者基本計画（消費者教育推進計画）

消費者教育については、平成24年制定の「消費者教育の推進に関する法律」により、国・地方公共団体の責務として位置づけられ、本県においては、消費者教育を体系的・効果的に推進するため、平成26年12月に「福島県消費者教育推進計画」（計画期間：平成27年度～令和2年度）を策定した。

また、平成30年7月24日、民法の成年年齢の引き下げ等を踏まえ、当面の重点事項として、若年者への消費者教育を追記するなどの中間的な見直しを行った。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、計画期間（平成27年度～令和2年度）を1年間延長した。

令和3年度は、消費者問題が多様化・複雑化している近年の状況を踏まえ、消費者を取り巻く環境の変化や新たな課題等に適切に対応した消費者政策を推進することを

目指し、総合的かつ計画的な取組推進の前提として、国の第4期消費者基本計画を参考とした「福島県消費者基本計画」（計画期間：令和4年度～令和7年度）を策定した。

新たに策定した福島県消費者基本計画に消費者教育推進計画としての側面を持たせることにより、関連施策等を踏まえた一体的な消費者教育の推進を図る。

(4) 裁判外紛争処理

条例施行規則第26条に基づき消費生活審議会内に設置された苦情処理部会による紛争の処理。少額被害等裁判になじまない被害に関する紛争処理（あっせん又は調停）を行う。

【令和4年度実績】

開催実績なし

(5) 市町村消費者行政担当者会議

県と市町村の消費者行政に関する情報交換及び連絡調整を図るため、必要に応じて、市町村の消費者行政担当者を対象とした会議を開催する。

【令和4年度実績】

開催実績なし（平成30年度から）

【令和5年度実績】

1回開催（令和5年7月25日）

(6) 消費生活センター等連絡調整会議

県と市の消費生活センターの運営に関する情報交換及び連絡調整を図るため、消費生活センター所長を対象として、会議を開催する。

なお、県内市町村の消費生活相談体制の強化が進んでいることから、平成27年度より参集範囲を消費生活相談員を置く相談窓口等まで拡大し、実施している。

【令和4年度実績】

1回開催（令和4年7月12日）

【令和5年度実績】

1回開催（令和5年7月5日）

(7) 多重債務者対策

ア 目的

国が策定した「多重債務問題改善プログラム」に呼応して、県内関係機関・団体等とともに多重債務者問題の解決を図る。

イ 概要

市町村等の身近な相談窓口の整備を支援するとともに、県自らの相談機能の充実を図る。

【令和4年度実績】

- ・多重債務者対策協議会
- ・多重債務者相談強化キャンペーンへの対応（令和4年12月）

【令和5年度計画】

- ・多重債務者対策協議会
- ・多重債務者相談強化キャンペーンへの対応（令和5年12月）

(8) 生活関連物資等の調査

緊急調査

特定の物資の急激な価格上昇や需給逼迫等が見込まれる場合は、適宜、緊急調査を実施する。

【令和4年度実績】

実績なし

(9) 交付金等による消費者行政体制の強化等

平成21年度以降、国の交付金等を活用するなどして、消費者行政体制等を強化するとともに、市町村に対する支援を行った。

ア 県の消費者行政体制等の強化

- (ア) 食品安全相談員の配置【平成21年度～】
- (イ) 消費生活相談員2名増員【平成21年度～】
- (ウ) 消費生活相談員1名増員【平成22年度～】
- (エ) 消費生活センターの相談時間の延長【平成21年度～】
- (オ) 消費生活無料法律相談（多重債務以外）の実施【平成23年度～】
- (カ) 日曜無料法律相談の実施【平成21年度～】
- (キ) F P生活再建等相談の実施【平成24年度～】

イ 市町村への支援

【令和4年度実績】

- ・福島県消費者行政推進交付金、福島県消費者行政強化交付金（推進事業）
（26市町村、計90,211千円）
- ・福島県消費者行政強化交付金（強化事業）（13市町村、計3,274千円）

【令和5年度計画】

- ・福島県消費者行政推進交付金、福島県消費者行政強化交付金（推進事業）
（24市町村、計76,028千円）
- ・福島県消費者行政強化交付金（強化事業）（13市町村、計5,027千円）

2 消費者教育

(1) 若年者向け消費者教育事業

ア 消費者教育教材「社会への扉」の活用促進

令和4年4月1日施行の成年年齢引き下げを踏まえ、国は「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンに基づく取組の1つとして、全都道府県の全ての高等学校等で消費者教育教材「社会への扉」を活用した授業が行われることを目指していることから、学校の授業における当該教材の活用を進めていく。

【令和4年度実績】

県内の国立・県立・私立の高等学校・特別支援学校117校のうち、47校で活用。

【令和5年度計画】

県内の国立・県立・私立の高等学校・特別支援学校111校のうち、111校で活用。

(目標)

イ 「LINE公式アカウント」による情報発信

上記アの取組と合わせ、高校生等に対し、利用率の高い代表的なSNSであるLINEを使用し、直接、定期的に有益な情報を発信する。

・頻度：月2回（メッセージ配信）

・配信する情報：若者に広がっている消費者被害に係る情報 等

また、QRコード入りのグッズを配布するなどして、友だち登録を促す。

【令和4年度実績】

毎月1回発信

【令和5年度計画】

毎月2回発信

ウ 中学生向け啓発パンフレットの作成・配布

中学校の授業や出前講座で使用する啓発パンフレットを作成・配布する。

【令和4年度実績】

20,000部

【令和5年度実績】

17,000部

エ 教員向け出前講座

学習指導要領の改訂等を踏まえ、学校における消費者教育を支援するため、教員の消費者教育の勉強会等に外部の専門家を派遣する。

【令和4年度実績】

7回実施

【令和5年度計画】

7回（目標）

オ 義務教育学校教員等に向けた情報提供

消費者教育に関する取組み事例や使用教材等の具体的な情報を掲載したチラシの作成・配布により、県内の小・中学校、高等学校教員等へ情報提供を行う。

【令和4年度実績】

年4回発行

【令和5年度計画】

年4回発行

(2) 成人一般・高齢者向け消費者教育事業

ア 出前講座

町内会、地域の学習会等において、悪質商法の手口と対策などについて、高齢者のほか、民生委員、地域包括支援センターなどの高齢者を見守る方々も対象として、啓発を行う。

また、学校における消費者教育を支援するため、授業等に消費者教育の専門家を派遣する。

【令和4年度実績】

49回実施

【令和5年度計画】

50回（目標）

イ 消費生活情報紙（くらしの情報）の作成・配布

消費生活に関する定期情報チラシ「ふくしまくらしの情報」を発行する。市町村、社会福祉協議会、地域包括支援センター、消費者団体等に配布する。

【令和4年度実績】

4回発行

【令和5年度計画】

4回発行

(3) 金融広報委員会

福島県金融広報委員会（構成団体：県、日本銀行福島支店、福島財務事務所、民間団体等）へ参画し、金融広報中央委員会の協力のもと、金融に関する消費者教育を行う。

ア 県実施事業

広報媒体や学校消費者教育推進資料を活用した金融広報に関する啓発活動等

イ 福島県金融広報委員会実施事業

- (ア) 金融経済講演会の実施
- (イ) 金融学習グループの育成・指導
- (ウ) 出前講座の実施
- (エ) 各種広報資料の作成・配付 等

(4) 広報関係

ア 常設展示、図書・ビデオの貸出等による情報提供

- (ア) 常設展示
 - 悪質商法、多重債務、特定商取引法等に関するパネル展示、パンフレット配置等
- (イ) 情報提供
 - ・各種図書・ビデオ・DVDの閲覧及び貸出
 - ・リーフレット、パンフレットの配布
 - ・パソコン（インターネット）の管理

【令和4年度実績】

各種図書・ビデオ・DVDの貸出

【令和5年度計画】

各種図書・ビデオ・DVDの貸出

イ テレビ・ラジオ等による情報提供

ふくしまFM「キビタンスマイル」 等

【令和4年度実績】

「キビタンスマイル」 15回

「トラブル解決なび」民友 50回

【令和5年度計画】

「キビタンスマイル」 10回予定

「トラブル解決なび」民友 50回予定

ウ ホームページによる情報提供

(ア) 消費生活に関する最新トピックス

(イ) 相談時間等の案内

【令和4年度実績】

インターネットホームページ等アクセス件数

消費生活課ホームページ 40,685件（令和3年度39,837件）

3 エシカル消費の推進

地球温暖化、資源循環、地産地消等は消費行動に強い関連性・起因性があり、消費の際の選択・判断が問われている。また、省エネルギー対策に消費者が果たす役割は大きく、環境への影響を自覚して自分事と捉えて消費行動を行うよう促していくことが急務である。

特に本県の県民が2021年度に排出した1人1日当たりのごみの量は1,029グラムと3年連続で全国ワースト2位となっている。家庭から排出される生活系ごみが約70%を占めており、消費できないまま廃棄されることも要因の一つと考えられている。

食品ロス削減のためにも、日々の買い物を通して環境に配慮した消費行動であるエシカル消費を知ってもらい、行動変容につなげることを目指す。

【令和4年度実績】

- ・地球にやさしい消費推進事業
 - (1)スーパー等と連携した事業者の取組モデルの構築
 - ・実証店舗2店舗における啓発コーナーの設置
 - ・週末イベント（エシカルお買い物チャレンジ）を8回実施
 - (2)学生と連携した情報発信
 - ・学生のアイデアを活かしたエシカル消費の啓発ポスターの作成
 - ・実証店舗での週末イベントや県の環境イベントの出展ブースにおける企画立案
 - ・実証店舗での取組についてSNS等での情報発信
 - (3)福島県環境アプリとの連携
 - ・福島県環境アプリを活用したエシカルキャンペーンの実施

【令和5年度計画】

- ・地球にやさしい消費推進事業
 - (1)スーパー等と連携した事業者の取組モデルの浸透
 - ・実証店舗20店舗における啓発コーナーの設置
 - ・県内3方部の大型店舗4店舗において週末イベントを実施
 - (2)高校生との協働プロジェクト
 - ・高校生のアイデアを活かしたエシカル消費推進のためのロゴマーク、動画等の制作、スイーツの開発

(3) 福島県環境アプリとの連携

- ・ 福島県環境アプリを活用したエシカルキャンペーンの実施

(4) 啓発ツールの作成

- ・ レールPOP、牛乳パック広告による啓発

4 消費生活センターの管理・運営

(1) 消費生活相談体制

ア 消費生活相談業務

消費者から商品の購入、役務の利用等で生じた苦情や消費者被害（製品事故に起因する消費者被害を含む）に関する相談を受け、解決するための助言やあっせんなどの被害救済を行うほか、商品や役務の知識、選択、購入方法に関する相談や日常の消費生活のあり方など消費生活全般にわたる相談を受け、一般的知識や情報の提供を行い、消費者の権利の擁護と利益の増進を図る。

- (ア) 相談体制 消費生活相談員 11名
 食品安全相談員 1名
 薬事相談員 3名
- (イ) 相談方法 来所、電話のいずれか
- (ウ) 受付時間（電話） 9時～18時30分（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）
 9時～16時30分（第4日曜日）
 （来所） 9時～17時（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）
 ※ 薬事相談は毎週水曜日 午前10時～午後4時

イ 全国消費生活情報ネットワークシステム

国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインで結ぶ全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）の端末を活用し、苦情処理体制の整備を図る。

【令和4年度実績（県消費生活センター分）】

相談受付件数 3,703件（令和3年度 3,623件）

<参考>

市町村消費生活センターの設置：福島市・会津若松市・郡山市・いわき市・白河市
 ・喜多方市・二本松市・田村市・伊達市

(2) 商品テスト

消費者から、商品（製品）の不具合や予測されない使用等による事故発生の苦情相談があった場合に、原因の究明や消費者被害の発生、拡大防止を図るため、関係機関に商品テストの実施を依頼する。

5 消費者保護の推進

(1) 表示等の適正化

ア 不当景品類、不当表示等の防止（不当景品類及び不当表示防止法）

景品表示法違反被疑事件について調査及び指導を行い、表示・景品付販売の適正化を図る。

【令和4年度実績】

取扱件数 表示17件 景品8件

イ 特定製品の安全監視、点検立入検査（消費生活用製品安全法）

国が指定した「特定製品」の安全基準の遵守状況について検査指導する。
（特定製品1品目、特定保守製品2品目）

【令和4年度検査対象品目】

- ・特定製品 乳幼児用ベッド
- ・特定保守製品 石油給湯器、石油ふろがま、FF式石油温風暖房機
ビルトイン式電機食器洗機、浴室用電気乾燥機
屋内式ガス瞬間湯沸器、屋内式ガスふろがま

【令和5年度検査対象品目】

- ・特定製品 携帯用レーザー応用装置
- ・特定保守製品 石油給湯器、石油ふろがま

ウ 家庭用品の品質表示点検立入検査（家庭用品品質表示法）

品質表示の対象となっている商品（繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品）90品目余りの表示状況について検査・指導する。

【令和4年度検査対象品目】

- ・繊維製品 : 帽子
- ・合成樹脂加工品 : 水筒
- ・電気機械器具 : 電気パネルヒーター
- ・雑貨工業品 : 浄水器

【令和5年度検査対象品目】

- ・繊維製品 : マフラー、スカーフ及びショール
- ・合成樹脂加工品 : ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋
- ・電気機械器具 : 電子レンジ
- ・雑貨工業品 : 鍋

エ 電気用品の品質表示点検立入検査（電気用品安全法）

販売業者に対して法の目的を熟知させるとともに、販売事業者が遵守しなければならない事項について検査・指導する。

【令和4年度検査対象品目】（3品目）

- ・交流用電気機械器具（1品目）：直流電源装置
- ・リチウムイオン電池（2品目）：リチウムイオン蓄電池
- ・電気ホットプレート、電気トースター、電気天火、湿潤器等

【令和5年度検査対象品目】（4品目）

- ・交流用電気機械器具：直流電源装置
- ・リチウムイオン電池：リチウムイオン蓄電池
- ・電熱器具（電気ストーブ）
- ・光源及び光源応用機械器具（エル・イー・ディー・電灯器具、電気消毒器（殺菌灯））

(2) 消費生活取引適正化

ア 条例による指導・監督

不当取引による消費者被害拡大防止のため、事業者に対する調査や指導等を行う。

イ 特定商取引法による指導・監督

訪問販売等による消費者被害を未然に防止するため、事業者に対する行政指導、報告徴収、立入検査等を行い、取引の適正化を図る。

【令和4年度実績】

- ・口頭指導 12回（12事業者）

ウ 割賦販売法による指導・監督

前払式特定取引業者（友の会・互助会）に対する行政指導、報告徴収及び立入検査を実施する。

エ 不当取引専門指導員の設置（1名）

警察OBを配置し、相談窓口寄せられる苦情・相談の分析、警察等からの情報収集、事業者の法令違反に係る調査や指導を行い、消費生活における取引の適正化と消費者被害の拡大防止などを図る。

(3) 会員権取引適正化

ゴルフ場等の会員契約の締結に関する消費者被害を防止するため、事業者に対する行政指導、報告徴収、立入検査等を行い、取引の適正化を図る。

(4) 消費者の安全確保

ア 消費者事故等の通知

消費者の消費生活における被害防止と安全確保を目的に、重大事故等の発生情報を得たときは、その情報を消費者庁に通知し、情報の共有化を図る。

【令和4年度実績】 県からの通知 5件5回

イ 高齢者等の消費者被害防止

高齢者等の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、福島県消費者安全確保地域協議会を設置し、高齢者等の見守りなど必要な取組について情報交換、協議を行うほか、市町村の協議会設置に向けた啓発、支援を行う。

【令和4年度実績】

- ・福島県消費者安全確保地域協議会の開催（令和4年6月、令和5年1月）
- ・市町村における消費者安全確保地域協議会の設置 3町（石川町、広野町、鏡石町）

6 消費生活協同組合の育成

(1) 育成指導

消費生活協同組合の健全な育成を図るため、組合の事務、事業及び店舗等に関して運営状況等を調査し、必要に応じ改善指導を行う。（消費生活協同組合運営状況調査）

【令和4年度実績】

6箇所

【令和5年度計画】

5箇所予定

(2) 資金の貸付

ア 経営安定資金 18,000千円
イ 資金使途 経営安定に必要な資金
ウ 貸付期間 1年以内
エ 預託先 東北労働金庫
（ア） 預託利率 無利子（貸付利率 年1.70%）
（イ） 預託額 18,000千円 貸付総枠 90,000千円

【令和4年度実績】

なし

【令和5年度計画】

・貸付預託額 18,000千円
（預託による運用額 90,000千円）
・貸付件数 未定

7 食の安全・安心推進事業等

(1) 食と放射能に関する説明会

消費者庁との共催により県内の消費者を対象に説明会を実施する。

【令和4年度実績】

県内の消費者を対象に67回実施 計1,615名参加

【令和5年度計画】

県内の消費者を対象に60回以上実施予定

(2) ふくしま食の安全・安心推進会議

県民の健康を保護するため、食品安全確保の推進を目的に県及び中核市（郡山市、いわき市）によって組織された当会議に参画する。

なお、当会議は「福島県食品安全推進会議」が平成24年4月名称変更されたもので、食品中の放射性物質対策も踏まえ新たに策定された「ふくしま食の安全・安心に関する基本方針」と「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」に取り組んでいる。

【令和4年度実績】

ワーキング会議 2回開催

【令和5年度】

令和5年7月18日開催

8 自家消費野菜等放射能検査事業

(1) 自家消費野菜等の放射能検査

食品の安全・安心を確保するため、自家消費野菜等の検査実施のための放射性物質検査機器（簡易測定器）を住民に身近な公共施設等に整備しており、この機器の運用を支援する。また、市町村職員及び検査員を対象として、放射能の基礎知識や機器操作等の研修を実施するほか、正確な検査が行われるよう、委託事業者等による現地訪問を実施し、指導・助言を行う。

【県内の稼働台数】

174台（R5.4.1現在…市町村の実施体制により増減あり。）

※ 平成26年度に導入した非破壊式測定器80台について、希望する市町村へ譲与又は不用機器の廃棄を行った。

※ 稼働台数には、県及び消費者庁による貸与機器のほか、県から市町村へ無償譲渡した機器、県仲介による日本赤十字社贈与機器及び市町村自主配備による非破壊式測定器含む。

【令和4年度実績】

- ・検査実施件数 17,562件
- ・研修会実施 3回（のべ83人参加）
- ・現地訪問 200回

【令和5年度計画】

- ・研修会実施 3回
- ・現地訪問 200回予定

(2) 検査実施のための財政的支援

県及び消費者庁により整備された機器による検査実施のための維持管理経費について補助金及び交付金を交付する。

【令和4年度実績】

- ・6市町村 3,337,693円（自家消費野菜等放射能検査事業補助金）
- ・1市 331,650円（自家消費野菜等放射能検査事業維持管理経費補助金）

※ このほか、消費者行政推進交付金による対応あり。
（「1 消費者行政推進事業」の（9）に掲げた金額の内数。）

【令和5年度計画】

- ・17市町村 5,654,000円（自家消費野菜等放射能検査事業補助金）
- ・43市町村 11,500,000円（自家消費野菜等放射能検査事業維持管理経費補助金）

※ このほか、消費者行政推進交付金による対応あり。

※ 中通り・浜通りの市町村は、故障対応費を除く経費について、復興庁の福島再生加速化交付金を活用。

9 消費者風評対策事業

食と放射能に関して、県内外の消費者が不正確な情報や思い込みに惑わされることなく、自らの判断で食品の選択ができるよう、県内の農林水産業関係者の取組を広く紹介するとともに、消費者と生産者との理解交流を図るなど風評の払拭に資する取組を実施・支援する。

【令和4年度実績】

- ・首都圏等消費者交流事業

首都圏の消費者と交流するツアーを15回実施、350名参加。

- ・関西圏等消費者交流事業

関西圏の消費者とオンラインで交流するツアーを5回実施、132名参加。

- ・「ふくしまの今を語る人」県外派遣事業

県外の自治体等で開催される消費者教育の機会を活用し、本県の生産者等が講師となって出向き、放射性物質低減の取組について説明・紹介するとともに意見交換を行うもの。全国からの派遣申込みに応え、講師の派遣を40回実施、参加者計6,775名。

- ・市町村支援事業

7市8町2村による計28件の事業に対し、53,206千円を交付。

【令和5年度計画】

- ・首都圏等消費者交流事業

モニターツアー10回 オンラインツアー3回 オンライン交流会2回予定。

- ・関西圏等消費者交流事業

オンラインツアー5回 モニターツアー1回予定。

- ・「ふくしまの今を語る人」県外派遣事業

年度内40回以上を予定（派遣時期：6月～2月）

- ・市町村支援事業

市町村が実施する風評被害対策事業を財政的に支援。（予算：39,506千円）

令和4年度消費生活相談の状況 (R5.5.23 福島県消費生活課)

1 相談件数の推移

令和4年度に県消費生活センターに寄せられた相談件数は3,703件となり、前年度に比べ80件(2.2%)増加した。

過去10年の推移を見ると、平成27年度以降減少傾向にあったが、令和4年度は定期購入に関する相談が多く寄せられ、増加に転じた。

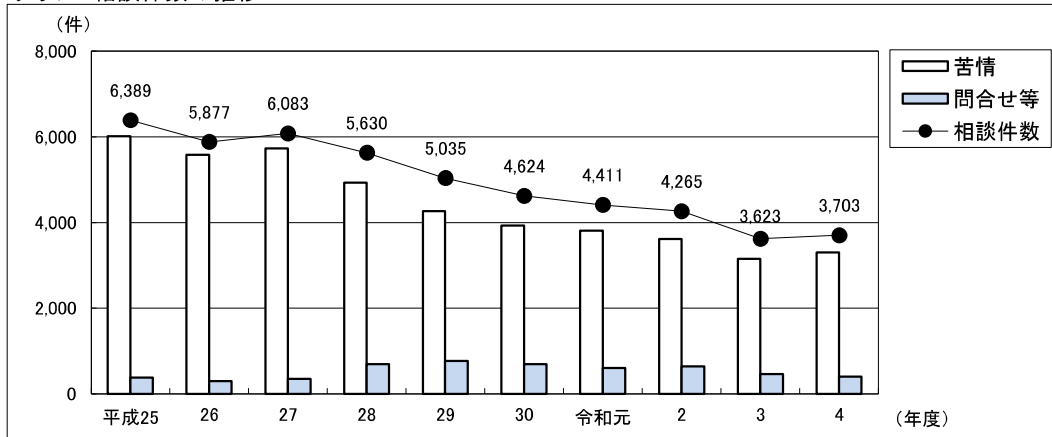
表1-1 相談受付状況

	4年度	3年度	伸び率
相談件数(件)	3,703	3,623	2.2%
苦情	3,301	3,156	4.6%
問合せ等	402	467	▲13.9%

表1-2 相談方法

	4年度	3年度	伸び率
相談件数(件)	3,703	3,623	2.2%
来訪	177	192	▲7.8%
電話	3,516	3,423	2.7%
文書	10	8	25.0%

グラフ1 相談件数の推移



2 相談の状況

(1) 相談案件当事者の状況

ア 性別等

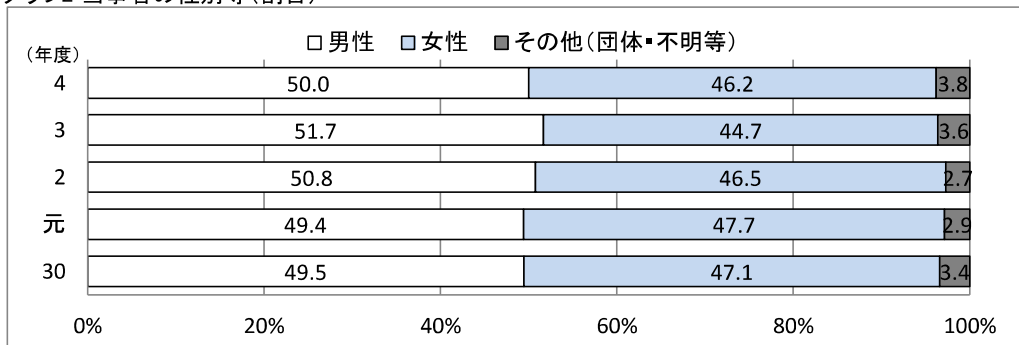
男女別件数は、男性が1,851件(比率50.0%)、女性が1,709件(同46.2%)、その他が143件(同3.8%)となっており、前年度に比べ女性の割合が増加した。

(注)相談者と契約当事者が異なる場合は、契約当事者で計上している(以下同じ)。

表2 当事者の性別等(件数)

	4年度	3年度	2年度	元年度	30年度
男性	1,851	1,872	2,165	2,179	2,287
女性	1,709	1,620	1,983	2,106	2,179
その他	143	131	117	126	158

グラフ2 当事者の性別等(割合)



イ 年代別及び職業別

年代別では前年度に引き続き70歳以上が919件(比率24.8%)と最も多く、次いで60歳代が645件(同17.4%)、50歳代が596件(同16.1%)の順となっており、60歳以上の割合が約42.2%を占めている。20歳未満は95件で、このうち令和4年4月の成年年齢引き下げにより新たに成年となった18歳及び19歳からの相談は37件であった。

また、職業別では、給与生活者1,566件(比率42.3%)、無職1,166件(同31.5%)、自営・自由業289件(同7.8%)の順となっている。

(注)グラフ3～5の構成比は各年度の総件数を100として算出し、小数点以下第2位を四捨五入した値。

表3 年度別にみた契約当事者年代別件数

	4年度	3年度	2年度	元年度	30年度
20歳未満	95	78	118	111	94
20歳代	269	274	337	338	379
30歳代	309	307	413	384	433
40歳代	516	463	609	576	615
50歳代	596	583	740	661	756
60歳代	645	712	776	865	955
70歳以上	919	901	945	1,097	1,028
不明	354	305	327	379	364
計	3,703	3,623	4,265	4,411	4,624

グラフ3 年度別にみた契約当事者年代別割合

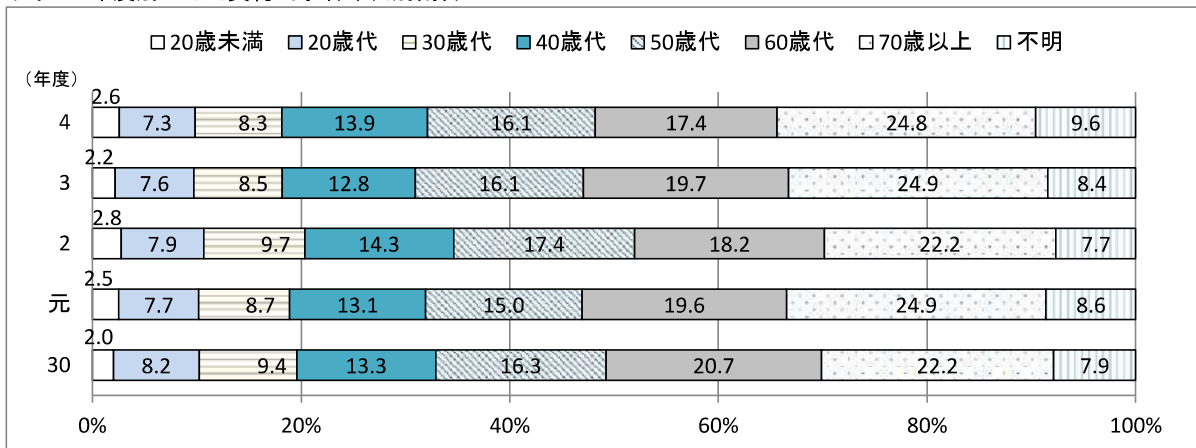
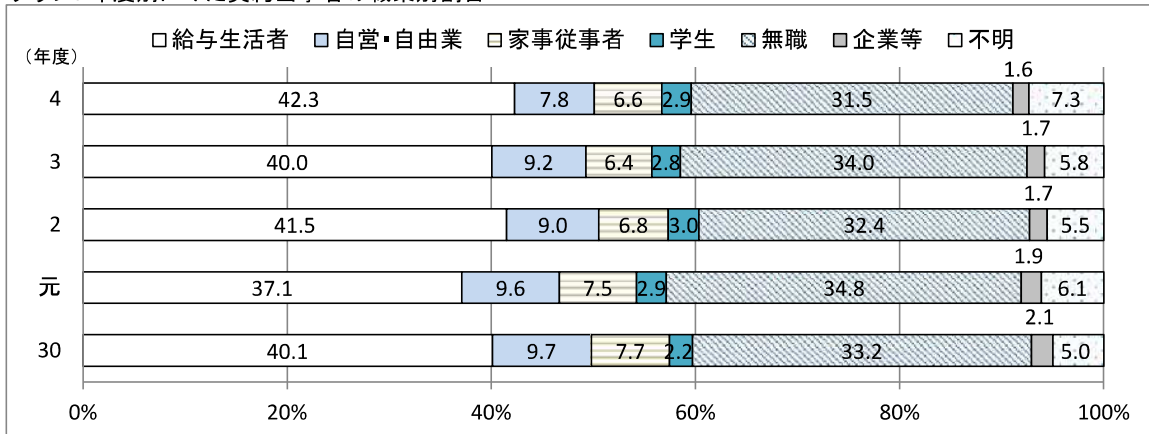


表4 年度別にみた契約当事者の職業別件数

	4年度	3年度	2年度	元年度	30年度
給与生活者	1,566	1,451	1,771	1,637	1,854
自営・自由業	289	335	385	422	448
家事従事者	246	233	289	333	356
学生	106	101	129	129	103
無職	1,166	1,231	1,382	1,535	1,536
企業等	59	63	73	86	97
不明	271	209	236	269	230

グラフ4 年度別にみた契約当事者の職業別割合



ウ 地域別

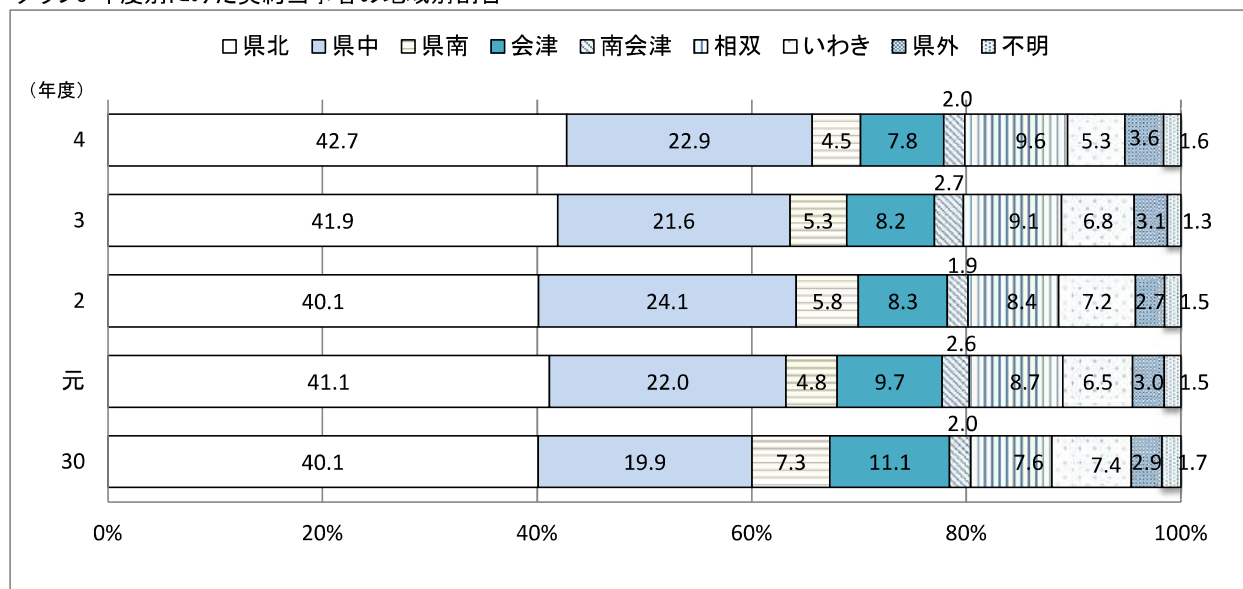
地域別では例年同様、県北が1,583件(比率42.7%)と最も多く、次いで県中848件(同22.9%)、相双が354件(同9.6%)の順になっている。

なお、避難している当事者については、申し出のあった地域で計上している。

表5 年度別にみた契約当事者の地域別件数

	4年度	3年度	2年度	元年度	30年度
県北	1,583	1,519	1,711	1,815	1,854
県中	848	784	1,026	972	921
県南	167	192	247	212	338
会津	287	296	353	430	514
南会津	73	98	82	113	91
相双	354	331	360	384	351
いわき	198	246	306	286	341
県外	134	111	115	131	134
不明	59	46	65	68	80

グラフ5 年度別にみた契約当事者の地域別割合



(2) 商品別(大分類)の相談状況

商品に関する相談は1,881件となり前年度に比べ228件増加した。医薬品や化粧品などの「保健衛生品」が361件で最も多く、前年度に比べ43.3%増加した。

商品関連業務に関する相談は331件で、「工事・建築・加工」が146件で最も多かった。

業務に関する相談は1,286件となり前年度に比べ114件減少した。「教養・娯楽サービス」が313件で最も多く、「教育サービス」、「保健・福祉サービス」、「他の行政サービス」が前年度より増加した。

他の相談(相続や個人間借金、不審電話など消費生活以外の相談)は205件で、前年度に比べ18%減少した。

表6 商品別(大分類)

	R4 相談 件数 ①	う ち 苦 情 件 数	内容別相談件数(1件の相談に対し複数選択する場合あり)													R3 相 談 件 数 ②	比 率 ① / ② %	
			安 全 ・ 衛 生	役 務 品 質	法 規 ・ 基 準	価 格 ・ 料 金	計 量 ・ 量 目	表 示 ・ 広 告	販 売 方 法	契 約 ・ 解 約	接 客 対 応	包 装 ・ 容 器	施 設 ・ 設 備	買 物 相 談	生 活 知 識			そ の 他
商品			1	1	8	7	0	27	191	188	23	0	1	0	2	5	326	98.5%
一般	321	290	42	89	9	20	4	39	183	196	50	1	1	1	4	0	290	111.4%
食品	323	291	9	25	2	9	3	8	84	97	24	0	0	1	2	0	117	116.2%
食料	136	131	1	4	4	28	0	2	41	52	13	0	0	1	0	1	68	127.9%
住居	87	83	0	38	1	9	0	20	149	161	17	0	0	2	2	0	162	119.1%
水	193	185	29	51	6	30	0	46	292	321	29	2	0	1	2	1	252	143.3%
熱	361	352	5	52	6	15	0	18	167	195	53	0	0	0	0	1	230	112.6%
服	259	247	3	38	7	7	0	11	54	92	27	0	0	0	0	1	104	108.7%
保健衛生品	113	109	1	19	3	11	0	3	42	58	14	0	0	1	0	0	90	90.0%
薬品	81	77	0	3	1	1	0	0	4	5	3	0	0	0	0	0	14	50.0%
衛生品	7	7	91	320	47	137	7	174	1,207	1,365	253	3	2	6	13	9	1,653	113.8%
その他	1,881	1,772	6	5	0	1	0	0	0	4	3	0	0	0	0	0	7	114.3%
(小計)	8	6	2	17	6	24	0	1	35	97	26	0	0	0	0	1	106	112.3%
商品			2	49	8	29	1	4	73	98	44	0	1	1	0	0	137	106.6%
園	119	106	2	14	0	14	0	2	16	33	22	0	0	1	0	0	68	77.9%
施設	146	144	4	0	0	2	0	0	0	2	3	0	0	0	0	1	2	250.0%
加工	53	52	6	85	14	70	1	7	124	234	98	0	1	3	0	2	320	103.4%
補修	5	4	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	250.0%
管理	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	250.0%
保管	331	312	6	28	7	23	0	3	57	96	26	0	1	1	0	1	299	64.9%
(小計)	22	22	0	12	6	32	0	20	227	252	35	0	1	1	0	1	315	320.0%
業務	22	22	0	0	0	2	0	0	16	20	2	0	0	0	0	0	25	88.0%
一般	280	248	0	0	15	15	0	4	101	245	23	0	0	3	0	0	287	97.6%
融資	194	188	1	22	5	14	0	5	93	140	41	0	1	0	0	1	299	64.9%
保険	16	15	0	2	1	2	0	1	4	12	2	0	1	0	0	0	5	320.0%
サービス	313	308	3	12	6	32	0	20	227	252	35	0	1	1	0	1	315	99.4%
娯楽	156	146	15	28	7	20	0	3	57	96	26	0	1	1	0	3	131	119.1%
福祉	241	223	3	12	14	36	3	18	169	180	25	1	0	1	1	3	265	90.9%
サービス	33	33	0	0	1	3	0	1	31	28	0	0	0	0	0	0	49	67.3%
内職	31	22	0	2	4	1	0	2	13	14	7	0	0	0	0	5	24	129.2%
副業	1,286	1,205	22	78	53	125	3	54	711	987	161	1	4	6	1	13	1,400	91.9%
行政	205	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250	82.0%
サービス	3,703	3,301	119	483	114	332	11	235	2,042	2,586	512	4	7	15	14	24	3,623	102.2%
(小計)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250	82.0%
その他			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250	82.0%
相談			119	483	114	332	11	235	2,042	2,586	512	4	7	15	14	24	3,623	102.2%
総数			119	483	114	332	11	235	2,042	2,586	512	4	7	15	14	24	3,623	102.2%

(3) 商品・役務等別相談件数

商品・役務別では、「商品一般」が321件で前年度に引き続き最多となった。架空請求に関する相談のほか、実在する事業者を装ってショートメッセージ(SMS)を送り付け、会員情報やクレジットカード情報を入力させようとするフィッシングメールに関する相談が多くみられた。

「基礎化粧品」が148件で2番目に多く、前年度に比べ大幅に増加した。化粧品などの定期購入に関する相談が多く、「SNSの広告から1回限りと思い申し込んだら定期購入だった」「解約の電話が繋がらない」などのトラブルがみられた。

表7 商品・役務等別上位10位

順位	商品・役務等	R4	R3	増減	対前年度比
1	商品一般	321	326	▲ 5	98.5%
2	基礎化粧品	148	53	95	279.2%
3	工事・建築	145	135	10	107.4%
4	相談その他	127	161	▲ 34	78.9%
5	フリーローン・サラ金	103	110	▲ 7	93.6%
6	不動産貸借	99	93	6	106.5%
7	他の健康食品	91	72	19	126.4%
8	四輪自動車	81	68	13	119.1%
9	役務その他サービス	78	74	4	105.4%
10	インターネット接続回線	77	135	▲ 58	57.0%

表8から年代別の特徴をみると、20歳未満においては、「インターネットゲーム」、「アダルト情報」、「他のシャツ」が上位となり、ネットやSNSに関連したトラブルが多くみられた。なお、令和4年4月から新たに成年となった18歳及び19歳では、「エステティックサービス」、出会い系サイトなどの「異性交際関連サービス」の相談が多くみられた。

20歳代では、事業者の倒産があった「エステティックサービス」が最も多く、30歳代では「フリーローン・サラ金」が最も多くなった。

40歳代から60歳代までは「商品一般」に次いで「基礎化粧品」が多く、定期購入に関する相談が多くみられた。

70歳代以上では、火災保険で住宅修理ができると勧誘し申請サポート手数料を請求する「申請代行サービス」が上位となった。

表8 契約当事者年代別にみた上位商品・役務別相談

全体		20歳未満		20歳代		30歳代		
順位	商品・役務等	順位	商品・役務等	順位	商品・役務等	順位	商品・役務等	
1	商品一般	321	1 インターネットゲーム	17	1 エステティックサービス	37	1 フリーローン・サラ金	13
2	基礎化粧品	148	2 アダルト情報	7	2 商品一般	17	2 商品一般	12
3	工事・建築	145	3 他のシャツ	6	3 他の内職・副業	14	3 不動産貸借	11
4	相談その他	127	4 商品一般	5	4 四輪自動車	11	4 工事・建築	10
5	フリーローン・サラ金	103	4 基礎化粧品	5	4 異性交際関連サービス	11	4 エステティックサービス	10
			4 エステティックサービス	5				

40歳代		50歳代		60歳代		70歳以上		
順位	商品・役務等	順位	商品・役務等	順位	商品・役務等	順位	商品・役務等	
1	商品一般	40	1 商品一般	41	1 商品一般	56	1 商品一般	89
2	基礎化粧品	27	2 基礎化粧品	36	2 基礎化粧品	43	2 工事・建築	57
3	不動産貸借	26	3 相談その他	31	3 工事・建築	29	3 申請代行サービス	31
4	フリーローン・サラ金	22	4 他の健康食品	18	4 インターネット接続回線	20	4 役務その他サービス	30
5	工事・建築	20	5 四輪自動車	15	5 役務その他サービス	17	5 他の健康食品	29
			5 工事・建築	15	5 相談その他	17	5 基礎化粧品	29
			5 フリーローン・サラ金	15			5 相談その他	29

- * 「商品一般」 …… 商品の相談であるが分類を特定できないもの。身に覚えがなく債権の内容も不明な請求に関する相談も含む。
- * 「インターネット接続回線」 …… 光ファイバーやADSL等の通信回線やプロバイダーのサービス。
- * 「役務その他サービス」 …… パソコンの偽ウイルス表示によるウイルス駆除サポート、光回線からアナログ回線に変更する「アナログ戻し」サポート等。

(4) 販売形態・手口別の相談件数及び架空請求等の相談件数(重複集計)

販売形態では、「インターネット通販」が増加し「電話勧誘」「家庭訪問販売」は減少した。販売手口では、「定期購入」が390件となり前年度に比べ156件(66.7%)増加した。(表9)
70歳以上の高齢者においても、「定期購入」が87件となり前年度に比べ42件(93.3%)増加した。また、「強引」、「説明不足」、「説明不足」が前年度に引き続き上位となり、内容を理解しないまま契約してしまうといったトラブルに遭いやすい傾向が伺える。(表10)
「架空請求」は前年度に比べ4件増加したが、平成29年度の781件をピークに減少傾向となっている。アダルトサイトでの「ワンクリック請求」が前年度に比べ45件(52.3%)減少した。(表11)

表9 販売形態・手口別相談件数(上位10位)

	R4	R3	増減	対前年度比	特 徴
1 インターネット通販	1043	985	58	105.9%	インターネットによる申込を受けて商品の販売やサービスの提供を行う販売方法。
2 強引	944	952	▲8	99.2%	事業者による勧誘時等に、脅迫とまで言えないが消費者が執拗、威圧的な言動と感じたもの。
3 説明不足	565	503	62	112.3%	販売時等に事業者の説明が足りない事が原因で苦情となったもの。
4 定期購入	390	234	156	166.7%	規定回数購入しないと解約できない販売方法。お試し価格などと初回低価格を強調。
5 詐欺	360	310	50	116.1%	犯罪として立証できるか不明であるが、相談者またはセンターが事業者側の「だます」という意思を疑ったもの。
6 電話勧誘	285	328	▲43	86.9%	事業者が消費者に電話をかけ、またはかけさせて勧誘し、郵便などの通信手段で契約をさせるもの。
7 家庭訪問販売	186	239	▲53	77.8%	事業者が消費者の自宅を訪問し、商品やサービスを勧誘・販売する販売方法。
8 虚偽説明	182	230	▲48	79.1%	履行不能な約束や事実と異なるセールストークで売りつける商法。
9 代引配達	144	123	21	117.1%	代金引換郵便、代金引換宅配便等の代引配達。
10 無料商法	112	162	▲50	69.1%	無料、またはただ同然で買って売りつける商法。(ワンクリック請求などで無料表示してあった場合なども含まれる)

表10 販売形態・手口別相談件数(70歳以上 上位10位)

	R4	R3	増減	対前年度比	特 徴
1 強引	263	247	16	106.5%	事業者による勧誘時等に、脅迫とまで言えないが消費者が執拗、威圧的な言動と感じたもの。
2 説明不足	154	148	6	104.1%	販売時等に事業者の説明が足りない事が原因で苦情となったもの。
3 インターネット通販	115	98	17	117.3%	インターネットによる申込を受けて商品の販売やサービスの提供を行う販売方法。
4 家庭訪問販売	94	131	▲37	71.8%	事業者が消費者の自宅を訪問し、商品やサービスを勧誘・販売する販売方法。
4 電話勧誘	94	108	▲14	87.0%	事業者が消費者に電話をかけ、またはかけさせて勧誘し、郵便などの通信手段で契約をさせるもの。
6 定期購入	87	45	42	193.3%	規定回数購入しないと解約できない販売方法。お試し価格などと初回低価格を強調。
7 詐欺	77	67	10	114.9%	犯罪として立証できるか不明であるが、相談者またはセンターが事業者側の「だます」という意思を疑ったもの。
8 保険利用可能トーク	35	35	0	100.0%	損害保険を使って自己負担なく住宅の修理ができるなどのセールストークで、工事や申請サポートの契約をさせる商法
8 虚偽説明	35	45	▲10	77.8%	履行不能な約束や事実と異なるセールストークで売りつける商法。
10 身分詐称	33	36	▲3	91.7%	公的機関や有名企業の職員や関係者であるかのように思わせて売りつける商法。

表11 架空請求等の相談件数

	R4	R3	増減	対前年度比	特 徴
架空請求	65	61	4	106.6%	ハガキやメールなどを利用して、不特定多数者に対し未払いがあるなどと架空の事実を口実として請求し、支払わせようとする。
ワンクリック請求	41	86	▲45	47.7%	サイトやメールにおいて、クリックする前に利用料金・利用規約等について明確な説明がない、又は事実と異なる説明により操作を促し、リンク先において即座に「契約完了」や「料金請求」といった内容を表示させるなどして金銭を支払わせようとする。
還付金詐欺	2	5	▲3	40.0%	官公庁の名前をかたって医療費などの還付金があると言いつながら携帯電話を使って操作を指示し、実際はATMから金銭を振り込まれる。
なりすまし詐欺(オレオレ詐欺)	2	2	0	100.0%	息子や孫を装って「風邪をひいて声が変わった」「携帯電話の番号が変わった」と信用させて、「会社の金を使い込んでしまった」「妊娠させてしまった」などと行って現金を指定の場所に持って来させたり、宅配便で送らせたりする。
融資保証金詐欺	1	1	0	100.0%	融資する旨(実際には融資しない)のハガキやメールなどを送り付け、申込してきた者に保証金や登録料の名目で送金させる。

(5) 新型コロナウイルスに関連する相談の状況

新型コロナウイルスに関連する相談は、令和2年1月から県消費生活センターに寄せられており、令和2年度は387件(相談件数全体の9.1%)となったが、令和4年度は43件(同1.2%)と減少している。

表12 商品・役務等別上位3位(新型コロナ関連)

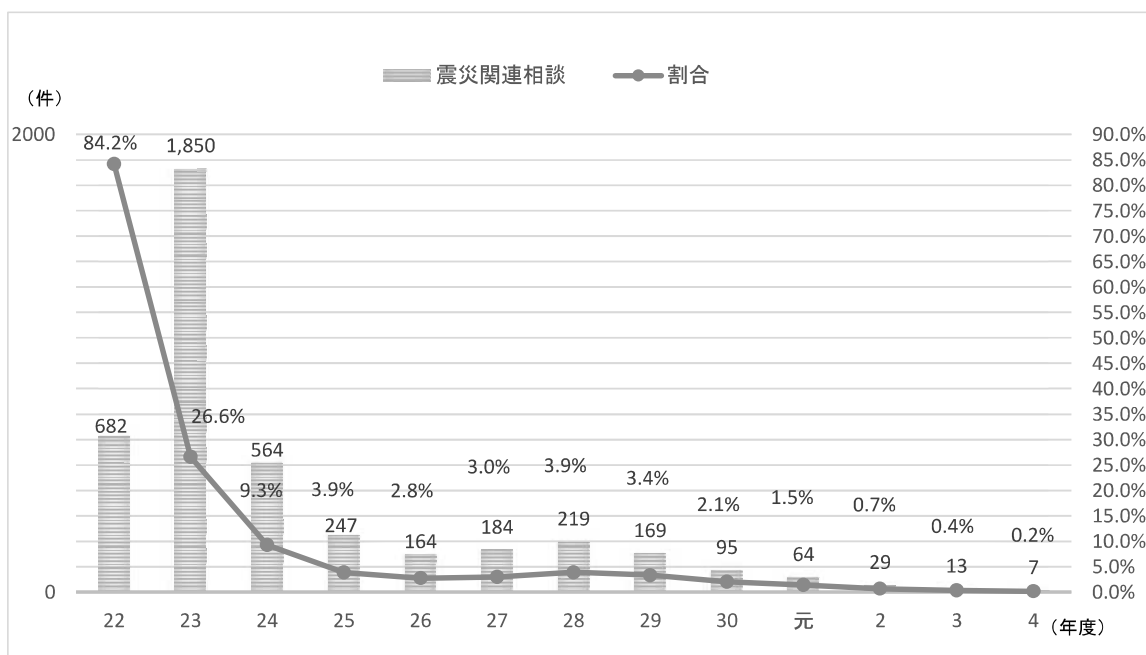
年度別	全相談件数に対する割合	1	2	3
R元	46	1.0%	他の保健衛生品 17	旅行代理業 6 旅客運送サービス 4
R2	387	9.1%	他の保健衛生品 112	他の行政サービス 35 相談その他 20
R3	93	2.6%	他の保健・福祉 13	他の行政サービス 11 他の保健衛生品 10
R4	43	1.2%	魚介類 9	他の行政サービス 8 医療 5

相談が寄せられた当初は、マスクの品不足やマスクの送り付け、航空券等のキャンセルに関する相談が多く見られたが、令和4年度は”コロナ禍で海産物が売れずに困っている”といったセールストークでの海産物の勧誘に関する相談が多く見られた。

(6) 東日本大震災に関連する相談の状況

東日本大震災による震災関連の相談は、震災直後の平成23年3月14日～31日は期間中の相談810件のうち682件(84.2%)と大部分を占め、平成23年度は相談総件数6,949件のうち1,850件(26.6%)だった。その後割合は減少し、令和4年度は7件で全相談件数の0.2%だった。

グラフ7 相談総件数に占める震災関連相談の推移



震災関連の相談内容については、平成23年度以降、野菜をはじめとする「食品」に関する相談が最も多い状況が続いていたが、令和4年度の「食品」に関する相談件数は0件だった。避難に伴い空き家となっていた住宅のリフォーム契約トラブルなどが見られた。

3 消費生活無料法律相談

福島県弁護士会、福島県司法書士会の協力を得て平成19年10月から消費生活センター内に、さらに平成20年4月から県中・県南・会津の各地方振興局に多重債務者を対象とする無料法律相談窓口を設置した。平成21年4月からは消費生活センター内へ日曜無料法律相談窓口を月1回設置し、平成23年度からは多重債務以外の案件も対象とした消費生活無料相談を実施している。

また、ファイナンシャルプランナーによる生活再建相談も実施している。

令和4年度実績 消費生活無料法律相談(計160件)

県消費生活センター	107件
県中地方振興局	8件
県南地方振興局	3件
会津地方振興局	5件
日曜無料法律相談	20件
生活再建相談	17件

表13 相談の内訳

相談内容	相談件数
多重債務関係	42件
不動産関係	32件
相続関係	24件
その他	62件
計	160件

(参考)

消費生活センターにおける多重債務等相談件数は表14のとおり。多重債務に関する相談件数は平成20年度をピークに減少傾向にあり、令和4年度は相談件数に占める比率が3.4%であった。

表14 多重債務相談の状況

年度	相談件数	(A)のうち多重債務相談件数※	多重債務相談件数比率(%)
	(A)	(B)	(B)/(A)
20	8,597	1,745	20.3%
21	7,961	1,181	14.8%
22	7,729	848	11.0%
23	6,949	420	6.0%
24	6,084	296	4.9%
25	6,389	281	4.4%
26	5,877	237	4.0%
27	6,083	217	3.6%
28	5,630	220	3.9%
29	5,035	229	4.5%
30	4,624	229	5.0%
元	4,411	171	3.9%
2	4,265	121	2.8%
3	3,623	122	3.4%
4	3,703	125	3.4%

※フリーローン・サラ金以外の要因に起因する多重債務相談(住宅ローン、自動車ローン等)も含め計上している。

福島県消費生活センター
市町村別相談件数の推移（契約当事者）

	R4	R3	R2
福島県	3,703	3,623	4,265

	R4	R3	R2
会津若松市	92	95	111
喜多方市	66	50	91
北塩原村	3	4	19
西会津町	6	9	15
磐梯町	6	8	12
猪苗代町	25	24	49
会津坂下町	22	31	18
湯川村	5	9	2
柳津町	5	8	5
三島町	0	3	2
金山町	0	2	3
昭和村	0	3	3
会津美里町	57	50	23
計	287	296	353

	R4	R3	R2
下郷町	14	34	14
檜枝岐村	2	1	3
只見町	15	13	17
南会津町	42	50	48
計	73	98	82

	R4	R3	R2
福島市	1,021	991	1,084
二本松市	131	117	142
伊達市	105	111	137
本宮市	132	118	139
桑折町	67	63	61
国見町	35	36	45
川俣町	58	52	66
大玉村	34	31	37
計	1,583	1,519	1,711

	R4	R3	R2
郡山市	257	246	353
須賀川市	320	266	318
田村市	55	56	74
石川町	65	64	53
天栄村	14	14	22
石川町	24	26	34
玉川村	9	13	15
平田村	11	9	21
浅川町	3	8	9
古殿町	3	6	11
三春町	68	62	95
小野町	19	14	21
計	848	784	1,026

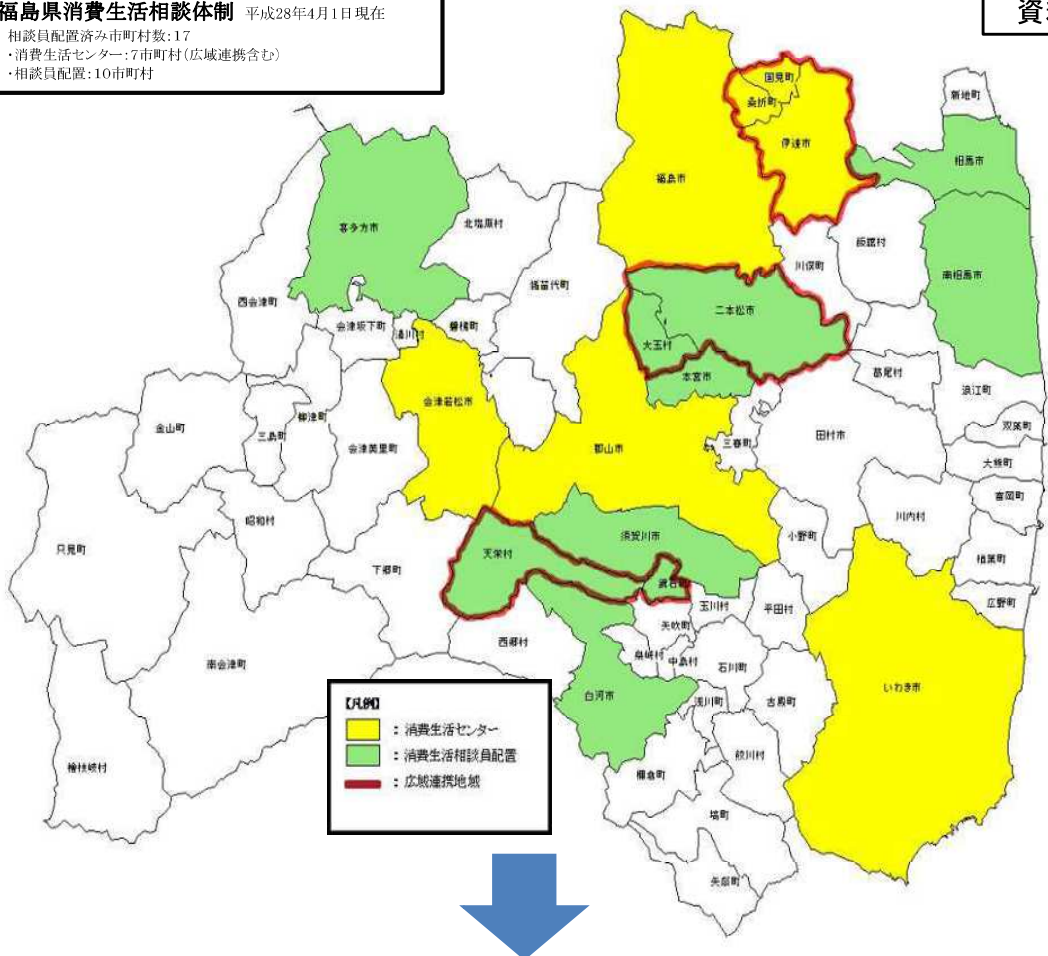
	R4	R3	R2
白河市	55	57	81
西郷村	24	37	28
泉崎村	7	4	11
中島村	5	4	6
矢吹町	18	32	32
棚倉町	14	17	27
矢祭町	9	11	15
塙町	30	26	40
鮎川村	5	4	7
計	167	192	247

	R4	R3	R2
相馬市	157	135	123
南相馬市	97	98	136
広野町	13	0	1
榧町	13	19	12
富田町	8	18	13
川内村	9	9	12
大熊町	3	4	5
双葉町	1	3	2
江町	13	0	2
浪江町	0	10	7
葛尾村	33	25	37
新地町	7	10	10
飯館村	7	10	10
計	354	331	360

	R4	R3	R2
いわき市	198	246	306

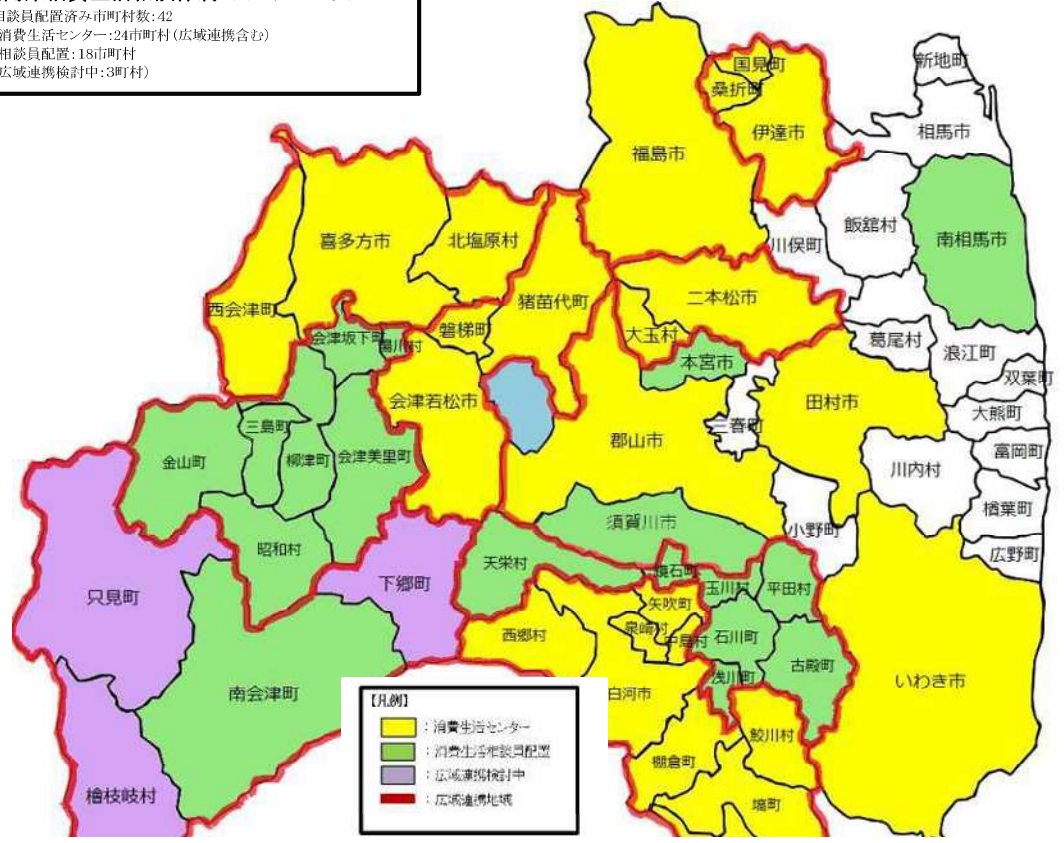
	R4	R3	R2
県外・不明	193	157	180

福島県消費生活相談体制 平成28年4月1日現在
 相談員配置済み市町村数:17
 ・消費生活センター:7市町村(広域連携含む)
 ・相談員配置:10市町村



【凡例】
 ■ : 消費生活センター
 ■ : 消費生活相談員配置
 ■ : 広域連携地域

福島県消費生活相談体制 令和5年4月1日現在
 相談員配置済み市町村数:42
 ・消費生活センター:24市町村(広域連携含む)
 ・相談員配置:18市町村
 (広域連携検討中:3町村)



【凡例】
 ■ : 消費生活センター
 ■ : 消費生活相談員配置
 ■ : 広域連携検討中
 ■ : 広域連携地域